

平成29年度学校給食運営計画

本庄上里学校給食組合
本庄上里学校給食センター

1. 基本的な考え方

学校給食運営計画は、平成26年6月策定の「学校給食基本計画」及び平成28年7月策定の「学校給食基本計画実施計画」に基づいて、平成29年度における本庄上里学校給食センターの運営について定めるものです。

2. 重点的な取り組みについて

当センターでは、「学校給食基本計画」及び「実施計画」に基づき、基本コンセプトである「食を通して子供たちの心身の健全な育成を図る」のもと、「安全でおいしい学校給食」を提供する環境づくりを行っていきます。

平成29年度は、以下の施策を重点的に実施します。

(1) 衛生管理の徹底

○文部科学省で定めた「学校給食衛生管理基準」及び本庄上里学校給食組合、本庄市・上里町両教育委員会で定めた「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底を図ります。

(2) 給食食材の安全の確保と地産地消の推進

○埼玉ひびきの農業協同組合等との連携を強化し、新鮮な地場産野菜を積極的に使用します。

○給食の細菌検査及び放射能検査を定期的実施し、食材の安全確保に努めます。

(3) アレルギー対応給食の充実

○本庄上里学校給食組合教育委員会策定の「食物アレルギー対応給食実施基準」に基づき、適切にアレルギー対応給食を提供します。

○現在対応している卵と乳については、完全除去給食を提供します。

○対応アレルゲンの拡充について検討します。

(4) 給食センターの活動や機能など情報の発信

○「給食だより」やホームページを活用した情報の発信を行います。

○小・中学校等の校外学習やPTA、住民による給食試食会や施設見学会を通じて情報の発信を行います。

○本庄市、上里町と締結した災害時応援協定を実施するための訓練を住民と連携し行うことにより、情報の発信を行います。

(5) 学校給食費の未納防止

○学校との連携強化により、未納防止に取り組みます。

○滞納繰越分について、保護者の同意を得た上で、児童手当からの引き落としを推進します。

3. 学校給食運営基準について

(1) 給食センターの年間稼働日数及び各学校における年間給食日数について

平成29年度の稼働日数： 196日

平成29年度の給食日数： 191日

※ 平成29年度の稼働日数は、196日となっています。このうち給食を提供しない日（以下「除外日」という。）を各学校の行事日（開校記念日、校外学習、卒業式、運動会（振替日）等）に合わせて設定します。

各学校における除外日を5日間設定し、年間給食日数の上限は191日となります。

平成29年度の稼働期間：

第1学期： 平成29年 4月12日（水）～平成29年 7月19日（水）

4月	5月	6月	7月	計
13日	20日	22日	12日	67日

※小学校第1学年の第1学期の給食開始は、4月17日（月）からとなります。

第2学期： 平成29年 8月29日（火）～平成29年12月21日（木）

8月	9月	10月	11月	12月	計
3日	20日	21日	19日	15日	78日

第3学期： 平成30年 1月10日（水）～平成30年 3月23日（金）

1月	2月	3月		計
16日	19日	16日		51日

※小学校については、1月10日（水）～3月22日（木）となります。

※中学校第3学年の3月の給食は、1日（木）～14日（水）までとなります。

(2) 学校給食費実費徴収金について

過去5年間の給食提供実績及び食材費の推移を考慮しながら、平成29年度の給食日数をもとに、給食の食材費の年間総額を試算したところ、平成29年度の年額給食費については、平成28年度の年額給食費を据え置くこととします。

①年額給食費と月額給食費

小学校 児童、教職員及び給食センター職員

年額 42,990円 ・ 月額 3,900円 (4月分のみ 3,990円)

中学校 生徒、教職員

年額 53,170円 ・ 月額 4,830円 (4月分のみ 4,870円)

②月額給食費の特例

(牛乳のみ飲用する者)

小学校 児童、教職員及び給食センター職員

月額 900円 (4月分のみ 910円)

中学校 生徒、教職員

月額 980円 (4月分のみ 1,080円)

③給食費納入期限

平成29年度の給食費納入期限は下記のとおりとします。

4月分	4月28日	8・9月分	9月29日	1月分	1月31日
5月分	5月31日	10月分	10月31日	2月分	2月28日
6月分	6月30日	11月分	11月30日	3月分	3月30日
7月分	7月31日	12月分	12月28日		

④日割計算と日額給食費

○日割計算

児童・生徒の転入、転出等の場合は、転入・転出日より給食回数を計算し、日割計算します。

病気その他を事由とする場合は、給食センターが給食を停止できた日から起算して連続5日以上に及んだ場合、その日数分を日割計算します。

中学校第3学年の3月分について、日割計算します。

○日額給食費

小学校 児童、教職員及び給食センター職員 日額 225円

中学校 生徒、教職員 日額 275円

⑤日額給食費の特例

(牛乳のみ飲用する者)

小学校 児童、教職員及び給食センター職員 日額 51円

中学校 生徒、教職員 日額 56円

⑥管内転校の特例

原則として、転校先の学校での給食費の徴収・納入となります。

ただし、関係学校間の協議により、転校前の学校が徴収することもできます。

⑦学級閉鎖及び学校閉鎖時の取扱い

学級閉鎖及び学校閉鎖等の突発的な給食の停止についても給食費の徴収はさせていただきます。

ただし、閉鎖期間が長期に及ぶ場合は、「日割計算」の規定を適用できる場合があります。

4. 学校給食運営計画の変更について

給食費・給食日数等の計画を変更する場合は、教育委員会においてその都度協議いたします。